

第5章 震災の教訓を踏まえた今後の取組

3 津波災害対策の強化

本震災における甚大な被害の原因となった津波への対策を強化するため、警察では、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務について防災に関し執るべき措置等を定めた「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」を平成24年3月に改定しました。改定に際し、これまで震災対策編の一部とされていた「津波災害対策」を独立して扱うとともに、**迅速な避難誘導のための事前対策や津波災害発生時の対策等を具体的に記載し、対策の体系化を通じた津波災害への対応力の充実**を図っています。

【迅速な避難誘導のための事前対策】

- 危険箇所や災害時要援護者に関する実態把握
- 避難場所の選定、避難経路の複数指定
- 避難のためやむを得ず車両を使用する場合における留意事項の周知徹底
- 災害時要援護者に係る避難誘導体制の整備
- 警察職員の安全を確保しつつ確な避難誘導を行うための活動要領の策定

【その他の事前対策】

- 招集出動体制の確立、教養訓練の実施
- 交通管制施設・交通管理体制の整備
- 災害用装備資機材の整備充実

【津波災害発生時の対策】

- 津波警報・注意報等の伝達
- 被災者の避難誘導・救出救助
- 身元確認、行方不明者の相談活動
- 社会秩序の維持

国家公安委員会・警察庁防災業務計画における津波対策の項目

事例～都道府県警察における取組①～

北海道警察では、市の生涯学習の場を活用し、気象庁、地方自治体、地域住民等と共に、大規模な地震及び津波が発生したことを想定した災害図上訓練を実施しました。この訓練では、地域住民が災害発生時の行動を地図に書き込み、警察官と共に適切な避難の在り方を検討しました。



図上で被災者を誘導する警察署員

事例～都道府県警察における取組②～

香川県警察では、大規模地震に対する防災対策の一環として、津波浸水が予想される沿岸地域を中心に、防災意識の高揚と発災時の避難軽減を目的とした「沿岸地域防災減災対策訪問事業」を実施しました。県の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、警察から委託を受けた警備員が、沿岸地域の世帯を個別に訪問し、津波発生時の対応等に関する注意喚起を行いました。



防災アドバイザーによる個別訪問